

## 愛媛県流域治水推進企業等登録制度実施要綱

(制度の趣旨)

第1条 「愛媛県流域治水推進企業等登録制度」(以下「登録制度」という。)は、流域治水に取り組む県内企業等を県のホームページやSNS等を通じて広く周知するとともに、企業等が自らの取組みを発信していくことを促進することで、県内における流域治水の普及・定着を進めることを目的とする。なお、本要綱は、登録制度に関して必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 本要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 流域治水 近年の気候変動の影響により激甚化・頻発化する水災害に備え、流域内のあらゆる関係者が一体となって水災害の防止・軽減に取り組む考え方をいう。
- (2) 県内企業等 愛媛県内に本社又は支社等を有し、県内において事業活動を行う企業又は団体等をいう。
- (3) 愛媛県流域治水推進企業等 県内において流域治水に取り組んでおり、愛媛県知事から登録が認められた県内企業等をいう。

(登録要件)

第3条 登録は、次の各号の全てに該当するものについて行うものとする。ただし、知事が不相当と認める企業等は、この限りでない。

- (1) 愛媛県内において流域治水に取り組んでいる県内企業等であること。ただし、別表1に掲げる取組み内容を2項目以上実施していること。
- (2) 企業等の名称や取組み内容等を県のホームページやSNS等にて公表可能であること。
- (3) 企業等の構成員が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団、愛媛県暴力団排除条例(平成22年愛媛県条例第24号)第2条第3号に規定する暴力団員等でないこと。

(登録)

第4条 登録の申請は、愛媛県流域治水推進企業等登録申請書(様式第1号)の提出により行うものとする。

- 2 知事は、前項の申請が前条の登録要件を満たすと認めるときは、当該申請をした県内企業等を愛媛県流域治水推進企業等として登録するとともに、登録ロゴマークの使用を認めるものとする。
- 3 知事は、前項の登録をしたときは、愛媛県流域治水推進企業等に対して、自社ホームページ等により取組内容の公表を促すとともに、県のホームページやSNS等において公表するものとする。

(申請の受付)

第5条 申請の受付は、令和5年7月1日から随時受け付けるものとする。

(登録の変更)

第6条 愛媛県流域治水推進企業等は、第4条第1項の申請内容に変更が生じたときは、愛媛県流域治水推進企業等登録内容変更届（様式第2号）を知事へ提出するものとする。

(登録の解除)

第7条 愛媛県流域治水推進企業等は、登録を解除しようとするときは、愛媛県流域治水推進企業等登録解除届（様式第3号）を知事へ提出するものとする。

(登録の取消し)

第8条 知事は、愛媛県流域治水推進企業等が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、登録を取消し、第4条第2項に規定する登録ロゴマークの使用を中止させるものとする。

- (1) 愛媛県流域治水推進企業等登録ロゴマークが不正に使用された場合
- (2) 県内企業等としての活動実態がないと判断される場合
- (3) 前条により解除届が提出された場合
- (4) その他知事が登録の取消しが適当と認めた場合

2 知事は、前項の取消しを行った場合は、当該取消しを受けた県内企業等へ通知するものとする。

(事務の所掌)

第9条 本要綱に関する事務は、愛媛県土木部河川港湾局河川課において所掌する。

附則

本要綱は、令和5年6月21日から施行する。

別表 1

【流域治水の取組み内容】
雨水タンクの設置
雨水浸透ますの設置
雨水浸透側溝の設置
透水性舗装の敷設
非常用電源の確保
水災害に備えた資機材の確保
水災害に備えた見守りカメラの設置
森林保全活動の実施
水災害を含めた企業BCPの策定
従業員と来客者を対象とした避難計画の作成と訓練の実施
老人ホームなどの要配慮者利用施設の避難確保計画の作成と訓練の実施
防災士の取得
水災害を想定した避難訓練と社内研修の実施
河川の清掃ボランティア活動
流域治水に関する啓発活動
その他、流域治水に資する設備の設置や活動など